

青森市企業局入札参加業者等指名要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、物品の供給又は修繕、製造の請負、委託及び賃貸借等の契約に係る指名競争入札又は随意契約を行う場合に、優秀にして確実な業者を厳正かつ公平に選定するため必要な事項を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 指名競争入札を行う場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）は、契約の内容に応じ青森市企業局競争入札参加資格等に関する規程（平成18年青森市企業局管理規程第22号。以下「規程」という。）第2条の規定により作成したものとみなした青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号）第8条の規定により作成する工事業者名簿、物品業者名簿又は委託業者名簿（以下これらを「名簿」という。）に登載された業者の中から選定する。

- 2 前項において、建設工事については、請負工事設計金額（支給品の額を含む。以下「設計金額」という。）に応じ、別表1に掲げる工種別の指名基準に対応する等級に属する業者の中から選定するものとする。ただし、公営企業管理者（以下「管理者」という。）が工事の内容によって必要と認める場合は、当該等級の直近上位又は直近下位の等級の業者の中から選定することができるものとする。
- 3 特殊技術その他の特別な理由により管理者が必要と認める場合は、前二項の規定にかかわらず、合理的理由を有する範囲内で、名簿に登載された業者又は名簿に登載された業者以外の業者を選定することができる。

(選定項目)

第3条 前条の規定により指名業者を選定するに当たっては、次に掲げる項目について留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 当該業務についての技術的適性
- (4) 安全管理の状況
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 品質管理等の状況
- (7) 建設工事の工事成績
- (8) 当該建設工事に対する地理的条件
- (9) 手持ち建設工事の状況
- (10) 業種の希望順位

- 2 前項に掲げる項目の基準については、別表2のとおりとする。

(随意契約の相手方の選定)

第4条 随意契約の相手方の選定については、第2条第1項及び前条の規定を準用する。ただし、管理者が必要と認める場合はこの限りでない。

(指名業者数)

第5条 指名業者数については、次の表の左欄に掲げる区分において、同表中欄に掲げる設計金額又は支出予定額に応じ、同表右欄に定める数とする。ただし、発注内容、業者の履行能力等を勘案し、これによりがたいと認められる場合は、この限りでない。

区 分	設計金額又は支出予定額	指名業者数
建設工事	1,000万円未満	8者～12者
	1,000万円以上5,000万円未満	10者～15者
	5,000万円以上1億5,000万円未満	12者～18者
	1億5,000万円以上	15者～20者
測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設関連業務」という。）の委託	200万円未満	6者～12者
	200万円以上1,000万円未満	10者～15者
	1,000万円以上3,000万円未満	12者～18者
	3,000万円以上	15者～20者
物品の供給又は修繕、製造の請負、委託（建設関連業務の委託を除く。）、賃貸借等（以下「物品の供給等」という。）	100万円未満	6者～10者
	100万円以上500万円未満	8者～15者
	500万円以上1,000万円未満	12者～18者
	1,000万円以上	15者～20者

(委員会)

第6条 1件の設計金額が500万円以上の建設工事及び建設関連業務の委託並びに1件の支出予定額が500万円以上の物品の供給等に係る業者を選定するため、青森市企業局入札参加業者等指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第7条 委員会は委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長

水道部長（水道部長が欠けたときは交通部長。水道部長及び交通部長ともに欠けたときは水道部次長。）

(2) 副委員長

水道部次長（次長が欠けたとき、又は次長が1名であり、かつ、委員長となるときは、委員長が指名する者）

(3) 委員

総務課長、営業課長、上水道整備課長、横内浄水課長、堤川浄水課長、施設課長、給排水課長、下水道整備課長、八重田浄化センター所長、蜷貝ポンプ場長、上下水道課長、管理課長

(職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長（副委員長が複数いるときは、副委員長の中からあらかじめ委員長が指名する者）がその職務を代理する。

(招集)

第9条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

(会議)

第10条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員長は、議事に関係ある職員（以下「関係職員」という。）を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

3 委員長は、委員に事故があるときは、当該委員の所管する課のチームリーダー等を代理として出席させることができる。

(急施事案の持ち回り審査)

第11条 委員長は、急施を要する事案で委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員への持ち回り合議の方法により審査を行うことができる。

(秘密の保持)

第12条 委員等及び関係職員は、委員会で審査された内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務課で処理する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成24年4月19日から実施する

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第2条の規定に関わらず、建設工事にかかる業者の選定は、次の各号に掲げる建設工事の区分に応じ、当該各号に規定する基準により行うものとする。ただし、発注内容、業者の履行能力等を勘案し、これによりがたいと認められる場合は、この限りでない。

(1) 旧青森市の区域において発注する建設工事

旧青森市の区域に本店を有する者のうちから選定するものとする。

(2) 旧浪岡町の区域において発注する建設工事

旧浪岡町の区域に本店を有する者のうちから選定するものとする。

3 前項の規定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する

別表1（第2条関係）

工種別指名基準

工種 等級	設 計 金 額					
	土木一式 工事	建築一式 工事	管工事	とび・土工・ コンクリート 工事 電気工事 ほ装工事	解体工事	その他の 工事
特A	50,000千円 以上					
A	25,000千円 以上 50,000千円 未満	100,000千円 以上	30,000千円 以上	15,000千円 以上	25,000千円 以上	1,300千円超 (維持修繕工 事以外は 1,300千円以 下も含む。)
B	15,000千円 以上 25,000千円 未満	10,000千円 以上 100,000千円 未満	5,000千円 以上 30,000千円 未満	5,000千円 以上 15,000千円 未満	25,000千円 未満	
C	5,000千円 以上 15,000千円 未満	10,000千円 未満	5,000千円 未満	5,000千円 未満		
D	5,000千円 未満					
E	1,300千円以下（維持修繕工事に限る。）					

別表 2 (第 3 条関係)

基準

項 目	基 準
1 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>① 青森市企業局指名競争入札参加資格業者指名停止要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>② 企業局又は市発注契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>ア、契約書に基づく措置請求に契約の相手方が従わないこと等、契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ、建設工事等にあつては、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により、契約の相手方の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>③ 警察当局から、管理者又は市長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、企業局又は市発注契約からの排除要請があり、警察当局と協議の上、管理者又は市長が認定した場合等明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。</p>
3 当該業務についての技術的適性	<p>次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>① 当該業務と同種の業務について、相当の実績があること。</p> <p>② 当該業務の遂行上必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務の履行実績があること。</p> <p>③ 業務の種別に応じ、当該業務を遂行するに足りる有資格技術者を確保できると認められること。</p> <p>④ 建設工事にあつては、地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p>
4 安全管理の状況	<p>1 青森市企業局指名競争入札参加資格業者指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>2 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であつて、明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>3 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>4 建設工事にあつては、企業局又は市発注の工事について、直近 2 か年に死亡者の発生及び休業 8 日間以上の負傷者の発生がないこと、安全管理に関する表彰を受けていること等安全管理が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>

5 労働福祉の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不相当であると認められるときは、指名しないこと。 2 建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等の退職金支給制度に加入する等、労働福祉の向上に貢献しているかどうかを総合的に勘案すること。 3 雇用・労働条件の改善に取組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。
6 品質管理等の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設関連業務及び物品の売買等にあつては、ISO9000シリーズ又はISO14001を認証取得しているかどうかを総合的に勘案すること。 2 物品の売買等にあつては、HACCP（食品衛生法による総合衛生管理製造過程）の承認を受けているかどうかを総合的に勘案すること。
7 建設工事の工事成績	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事成績評定要領に定める評定点の平均が、直近2か年連続して55点未満である場合は、指名しないこと。 2 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 3 直近2か年の評定点が平均85点以上であること、工事に関し、表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
8 当該建設工事に対する地理的条件	<p>当該地域での工事の実績等から判断し、当該地域における工事の施工特性に精通し工種及び工事規模に応じて、当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
9 手持ち建設工事の状況	<p>手持ち工事の保有状況から判断して、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
10 業種の希望順位	<p>建設関連業務及び物品の供給等にあつては受注を希望する業種の順位を考慮すること。</p>
<p>備考1 この表において、「指名しないこと」とあるのは、指名してはならないことである。</p> <p>備考2 この表において、「総合的に勘案すること」とあるのは、その状況により、指名の優先度について判断するということである。</p> <p>備考3 この表において、「十分尊重すること」とあるのは、積極的に指名するということである。</p>	